

## (2) 園路

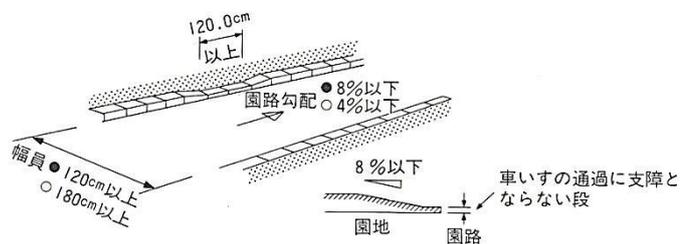
特定施設整備基準	目標となる基準
ア 主要な園路のうち1以上は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。	ア 主要な園路は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、規則別表第2の3の(2)のアの(ア)、(ウ)及び(オ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。
(ア) 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。	(同 左)
(イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。	(ア) 幅員は、180センチメートル以上とすること。
(ウ) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。	(同 左)
(エ) 縦断勾配は100分の8を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあっては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。	(イ) 縦断勾配は100分の4を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあっては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
(オ) 縁石を切り下げる場合にあっては、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は100分の8を超えないこと。	(同 左)
イ 階段を設ける場合にあっては、1の(3)に定める構造に準じたものとする。	イ 階段を設ける場合にあっては、1の(3)に定める構造に準じたものとする。

## 基準解説

基準の趣旨	本整備基準では、障がい者等が公園を利用するにあたり、バリアフリーである経路を少なくとも1箇所以上は確保することを求めている。	図-2
路面表面の仕上げ	園路の表面仕上げについては、降雨時においても滑りにくい仕上げとするが、路面の凹凸や砂利道、ぬかるみなどは移動が困難となるため、できるだけ平坦な仕上げとする。	
園路の幅員	幅員については、出入口と同様、車いすと人がすれ違える最低幅を確保するという趣旨から120センチメートル以上とされている。 目標となる基準では、車いす同士が行き違いやすい寸法として幅員は180センチメートル以上としている。	

<p><b>横断排水溝</b></p>	<p>園路には、横断する排水溝をなるべく設けないことが望ましいが、避けられぬ場合は、横断する排水溝は蓋掛けとし、格子蓋やグレーチング、コンクリート蓋などの排水穴のあるものを使用し、その区域はなるべく限定するとともに、車いすのキャスターやつえの先が落下しないものとする。</p>	
<p><b>園路の横断勾配</b></p>	<p>この園路の縦断勾配は可能な限り平坦若しくはゆるい勾配とし100分の8を超えないものとする。また、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあっては、障がい者等が安全に休憩または待避できるよう、途中に150センチメートル以上の水平な部分をもうけることとされている。</p> <p>目標となる基準では、勾配は100分の4を超えないものとしている。</p>	<p>図-2</p>
<p><b>縁石の切下げ</b></p>	<p>縁石を切り下げる場合にあっては、切下げ部分の長さは120センチメートル以上とし、縁石の切下げ部に接する部分にすりつけを行う場合は、100分の8を超えない勾配で行うこととされている。</p> <p>なお、切り下げ部分の縁石とそれに接する園路の段差についても車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないよう配慮が必要である。</p>	<p>図-2</p>
<p><b>計画の留意点</b></p>	<p>このような経路を確保するためには、まず、敷地の地形条件を考慮し、車いす利用者を配慮した主要動線を少なくとも1つは確保して全体の動線システムを計画し、対応する施設の配置を決めるといった計画手順をとるといった配慮が必要である。</p>	

園路 図-2



〔凡例〕 ●特定施設整備基準 ○目標となる基準